

高岡商工会議所 ガイドブック



高岡商工会議所ガイドブック目次

P3 ●商工会議所とは

- ・商工会議所の目的
- ・商工会議所の特徴
- ・高岡商工会議所の概要

●会員のメリット

- ・社会的信用
- ・自社PR
- ・記帳指導
- ・福利厚生支援
- ・各種割引（セミナー・貸会議室）
- ・経営相談
- ・販路開拓
- ・労働保険委託

P4 ●経営相談

- ・創業から事業承継、新規事業展開
- ・金融、税務、労務
- ・記帳指導
- ・専門相談
- ・労働保険事務組合

P5 ●各種セミナー

- ・開催事例
- 簿記、創業、労務相談、補助金活用、金融、若手社員フォローアップ、営業、販路開拓、新入社員研修、決算確定申告相談

P6 ●販路開拓

- ・物産展
- ・展示会
- ・商談会
- ・プロモーション事業
- ・ザ・ビジネスモール
- ・プレスリリースサポート
- ・販路開拓情報特急メールマガジン 等

P7 ●マル経融資のご案内

- ・当所推薦による無担保・無保証人の日本政策金融公庫から融資が受けられる国の融資制度
- ・融資までの流れ

P8 ●小規模企業共済

- ・小規模企業の個人事業主、共同経営者、会社等役員が廃業や退任後の生活資金を準備する共済制度
- ・掛金（1,000～7万円）は所得控除
- ・貸付制度

P9 ●経営セーフティ共済

- ・取引先の倒産の際、貸付が受けられる共済制度
- ・掛金（5,000～20万円）
- ・貸付制度

P10 ●生命共済（かたかご共済）

- ・定期保険（団体型）と独自給付を組合せた保障
- ・死亡・高度障害・入院・ガン、見舞金・助成金・祝金
- ・加入資格・条件
- ・配当金

P11 ●特定退職金共済制度

- ・将来支払う従業員の退職金を準備できる制度
- ・掛金（1,000～3万円）は必要経費
- ・制度の特色
- ・給付金（退職給付金・遺族給付金・退職年金）
- ・解約手当金
- ・税務と経理処理について

P12 ●商工会議所の保険制度（損害保険等）

- ・ビジネス総合保険
- ・業務災害補償プラン
- ・休業補償プラン
- ・サイバー保険
- ・中小企業海外PL保険
- ・輸出取引信用保険
- ・海外知財訴訟費用保険

P13 ●会員、貸会議室、テナント募集

- ご入会に関するご案内
- ・年会費
法人・団体 14,000円/□～
個人 7,000円/□～
- 貸会議室
- 商工ビルテナント入居者募集
- 特定商工業者の皆さまへ

P14 ●所在地・HP・SNS

- 高岡商工会議所 所在地
- 高岡商工会議所伏木支所 所在地
- 高岡商工会議所HP・SNS



1. 商工会議所の目的

商工会議所は地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体であり、昭和28年8月に制定された“商工会議所法”という特別な法律によって運営されている認可法人です。

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。(商工会議所法 第6条)

2. 商工会議所の特徴

現在、全国で515商工会議所がそれぞれの地域で活動しています。

商工会議所は

- (1) 地域性－地域を基盤としている
- (2) 総合性－会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される
- (3) 公共性－公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持っている
- (4) 国際性－世界各国に商工会議所が組織されている

という4つの大きな特徴を持っており、全国商工会議所の会員数は125万を超えています(2023年4月現在)。

3. 高岡商工会議所の概要

当所は1896年(明治29年)2月に全国46番目の商工会議所として創立しました。

現在の会員数は3,000事業所を超え、2026年(令和8年)に創立130周年を迎えます。



1902年(明治35年)利屋町に新築

1. 社会的信用が高まります。

地域総合経済団体である商工会議所は、国内外を問わず高い信用力を有しています。

2. 経営の相談ができます。

マル経融資を含む融資相談や新規事業に対する支援、創業のための計画作り、税務、法律、労務等の専門的な相談を受けられます。

3. 自社を宣伝することができます。

会報にて自社の商品やサービスをPRできます。

4. 新規取引の場を提供します。

WEB商談会や越境ECへの出店、会員限定のビジネスドラフトの参加、ザ・ビジネスモールへの登録等により販路開拓を支援します。

5. 事務処理をお手伝いします。

労働保険事務の委託や決算・申告、源泉徴収事務の指導を受けることができます。

6. 役立つ情報をお届けします。

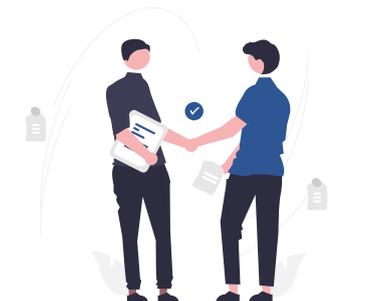
会報「たかおか」、メールによる経営支援情報マガジン、LINE情報を定期的にお届けします。

7. 会社の福利厚生を支援します。

集合健康診断や従業員の永年勤続表彰を受けられます。また、生命共済制度をはじめとする商工会議所の共済・保険制度、そして、日本商工会議所の損害保険制度に割引価格で加入できます。

8. 各種料金が割引になります。

会員料金を各種セミナーに参加することができます。また、商工ビルの貸会議室を割安の会員料金でご利用できます。



相談内容

金融相談	無担保・無保証人で低利なマル経融資の相談や県、市の制度融資のあっせん、運転資金、設備投資に必要な資金繰り計画の作成等、金融に関する相談を受けています。
税務相談	所得税や消費税の確定申告に関する相談を受けています。また、源泉徴収税の納付や年末調整に関する指導も行っています。
労務相談	労働保険に関する、事務手続きの代行（労働保険事務組合）をしており、経営上の労務問題について相談を受けています。
創業相談	創業資金申し込みのための創業計画書の作成や税務署をはじめ各種届出に関する事、雇用に関する手続き等をトータルで支援します。
事業承継相談	事業承継について行うべき事を見える化し、スムーズに承継を進めるための指針となる事業承継計画策定を積極的に支援しています。
新規事業展開相談	経営革新の承認に向けた相談を受けています。また、国や県の補助金等の事業計画策定の支援を行っています。
専門相談	各分野の専門家がサポートします。

専門相談

中小企業の方または創業を予定する方の経営・技術力を強化するため、要請に応じて専門知識を有するエキスパートがサポートします。

- ・法律（弁護士）・経営（中小企業診断士）・会計・税務（税理士等）
- ・労務（社会保険労務士）・特許（弁理士）・情報関連（ITコーディネーター等）
- ・店舗設計・診断（店舗診断コンサルタント等）



記帳指導 ※記帳代行ではありません

帳簿の記帳方法から申告の仕方まで細かく指導します。

- (指導内容)**
- 新規に事業を始めた方の税務署提出書類等について
 - 記帳開始から日々の帳簿のつけ方について
 - 源泉徴収、年末調整事務について
 - 決算書の作成について

ちょびっと DX 経営相談

小規模事業者の方を対象とした、「ちょびっとDX経営相談」事業を実施中。販路拡大や業務効率化のために「ちょびっと」デジタル活用したいと考えている事業者の方は無料でご相談いただけます。

また、インターネットの環境があればオンラインでご相談いただくことも可能です。

WEB 会議等体験コーナー

小規模事業者に向けた新たな働き方を提案するために、WEB会議等体験コーナーを設けています。

ビデオ会議システムを入れたパソコン、Wi-Fi環境により、リモートワークを身近に体験できる他、マネーフォワードクラウド会計などのデジタルツールのデモ操作も可能です。



労働保険事務組合 ※委託手数料が別途発生します

労働保険加入の手続きや保険料の申告・納付の手続き、その他雇用保険の被保険者に関する手続き等を事業主に代行いたします。

- (内 容)**
- 労働保険料の申告・納付（印紙保険料に関する手続きを除く）の手続き
 - 雇用保険の被保険者に関する届出等の手続き
 - 労働保険成立届、任意加入の申請、雇用保険適用事業所設置届等の手続き
 - 労災保険の特別加入申請等の手続き（保険請求等の手続きは除く） 等

産学連携クロスオーバーシステム「Ocket」(オケット)

Ocketは、課題解決を求める企業と専門知識を有する大学等の教育・研究機関を橋渡し（クロスオーバー）することを目的としたインターネット上のシステムです。

- ・企業名は非開示で一度に複数の大学等に企業課題の発信が可能
- ・チャットで質疑応答（秘密保持を前提）

<https://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/news/entry-423.html>



事業主や従業員の方を対象に経営等に関するセミナーを開催しています。

(開催事例)

簿記講座	正確な簿記の実務や記帳方法、経理を学びたいとお考えの方、初めて簿記を学ぶ方、日商簿記3級の取得を目指す方向けの商業簿記の基礎講座です。
創業講座 ※特定創業支援等事業	創業まもない、創業予定の方を対象に事業開始に向けての心構えや手続きなどをわかりやすく解説するとともに、事業展開に欠かすことのできない経営戦略やマーケティング、金融・税務等の基礎知識及び創業の成功ポイントを解説する講座です。20年以上市内にて定期開催しており、受講者からは「一步を踏み出す良いきっかけとなった」「創業の基礎知識が網羅できた」「夢がプランへと具体的になった」とご好評いただいています。
労務相談会	働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援をします。
補助金活用セミナー	各種支援策をはじめ、「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」といった、様々な新事業の挑戦を支援する補助金等の情報を分かりやすく解説するセミナーです。
若手社員 フォローアップ セミナー	入社から本日までを振り返り、基本的なビジネススキルの確認を行うと共に、更なる向上を目指し、今後の後輩指導、対外活動時のために社会人としての心構えとしての「接遇」と、好印象を保つ基本的ビジネスマナーの復習、上司や先輩からの指揮命令、指導、注意を適切に受け止めるための下地を確認し、職場への定着を図るセミナーです。
金融セミナー	小規模企業の経営者の方が経営内容を正確に把握するだけでなく、資金繰り表の作成の仕方や改善ポイントについて分かりやすく解説するセミナーです。
営業セミナー	経営者・営業担当者を対象に営業に欠かせない「スキル」を身に付け新規顧客が新商品サービスの開拓ができる営業マンを目指すセミナーです。
販路開拓セミナー	IT活用（ECサイト、SNS、ネットショップ、写真撮影、動画制作・活用等）・メディア活用・海外展開・展示商談会といった時事に合わせた効果的なテーマで実施し、販路開拓のための具体的手法を解説するセミナーです。
新入社員研修講座	入社予定・入社から2年以内の新入社員の方に即戦力として活躍していただくため、職業人としての心構えを始めビジネスマナーの基本と重要性や取り組み方、上司先輩との関わり方、モラルとコンプライアンス、エチケットとSNS、そしておもてなしを意識したコミュニケーションを実践的に学ぶ講座です。
決算・確定申告 相談会	当所では、会員事業所（個人事業主に限る）の皆様にご覧に『確定申告』（所得税・消費税）が円滑に行えるように、個別の無料相談会です。



講習会・
セミナー開催一覧



物産展・展示会・商談会・プロモーション事業

国内外の販路開拓に向け、各事業者が対象とする顧客に向けた物産展・展示会・商談会の開催および参加事業所を募集しています。成果が生まれるよう、個別相談の他、参加者限定セミナーや専門家相談等によるサポートも行っていきます。

各種事業は年間複数回、不定期で開催および募集をしています。詳細は当所からお送りする各種情報にてご確認ください。



※展示会・商談会等助成金事業

高岡商工会議所では、販路拡大に向けて全国の商工会議所が主催、主管、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等へ参加する事業者を支援するため、参加経費の一部を助成します。

ザ・ビジネスモール

ザ・ビジネスモールは、全国の商工会議所などが共同で運営する企業情報サイトです。

自社をPRする、取引先を探すなど、ビジネスの活性化や業務の効率化にご利用できます。

登録・利用・マッチング成約にいたるまで、すべて無料です。

※ご利用の際にはまずお申込みが必要です。

【詳細】 <https://www.b-mall.ne.jp/guide/>



J-GoodTech (ジェグテック)

ジェグテックは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が開設、運営しているウェブマッチングサイトです。国内外での技術連携、生産連携、販売連携など、広く事業展開を目指す中小企業の売上拡大をサポートします。登録、利用は無料です。

※ご利用の際にはまずお申込みが必要です。

【詳細】 <https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/deal/enterprise/>



自社製品・サービスをメディア配信「プレスリリースサポート」

当所では、プレスリリース配信の大手の共同通信PRワイヤーとの提携により御社のプレスリリースを全国のメディアへWEBシステムを活用して迅速に配信するサービスを実施しています。自社の新製品や新サービス・新技術などの情報を効率的にメディア各社に提供・配信することが難しい小規模・中小企業会員を対象に、共同通信PRワイヤーのプレスリリース配信システムを利用して全国のメディア各社へ「会員特典料金」にて配信して頂けるサービスです。

販路開拓情報特急メールマガジン

県内外の展示商談会、テストマーケティング、品評会、セミナー、補助金、イベント等の情報をタイムリーにお届けします。高岡商工会議所会員事業所の方限定でご登録いただけます。

クラウドファンディング仲介事業

資金調達成功時の手数料を軽減します。

インターネット上にプロジェクトを掲載し、当該プロジェクトの実施に協力したい人々や企業から支援金を提供してもらう資金調達手法です。

本事業は会員事業者が株式会社CAMPFIRE（キャンプファイヤー）にて実施するクラウドファンディングについて、資金調達成功時の手数料を2%軽減します（17%→15%、なお、社会問題解決に資すると同社が判断した場合は9%→7%）。

プロジェクトが失敗した場合には支援金は振り込まれず、手数料も発生しません。

会員向け販路開拓支援サービス一覧



小規模事業者の方に
「無担保・無保証人・低金利」の融資制度

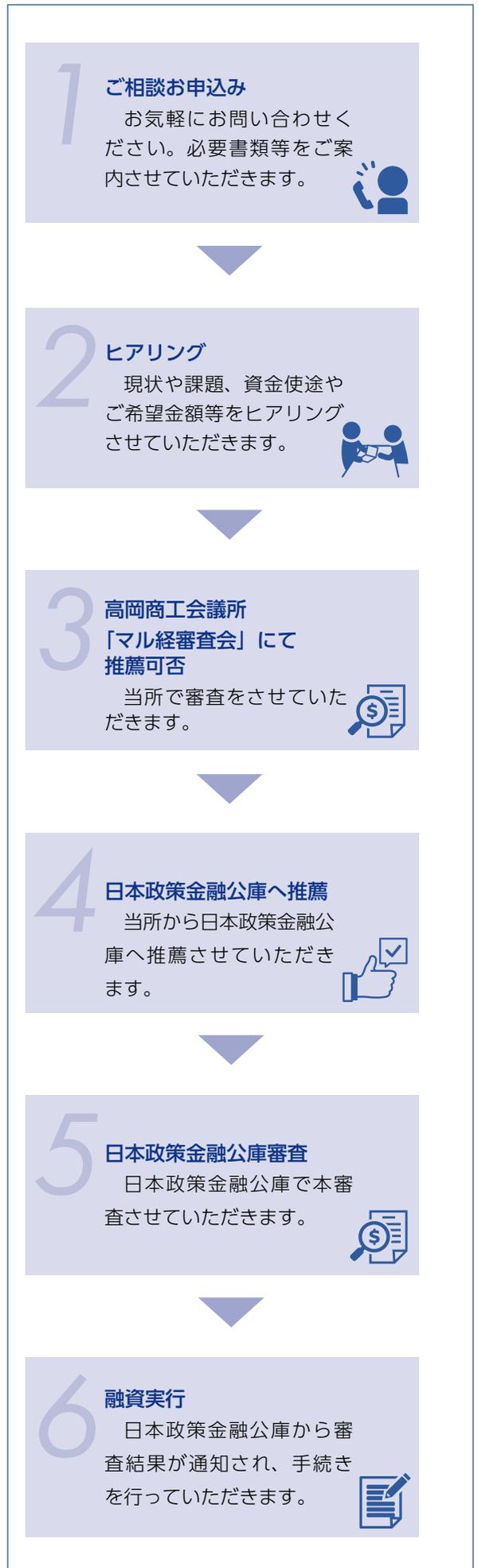
マル経融資のご案内

- 売上が急減したため運転資金を調達したい
- 設備(機械、営業車等)を購入したい
- 店舗改装したい
- 買掛金や手形の決済資金を準備したい など

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)は、小規模事業者の方々が経営の健全化に必要な事業資金を当所の推薦によって無担保・無保証人で「日本政策金融公庫」から融資が受けられる国の融資制度です。「信用保証協会」の保証も不要で、資金調達的手段として多くの事業者の方々にご利用いただいています。

マル経融資		
資金の 使い道	運転資金	設備資金
融資 限度額	2,000万円	
返済 期間	10年以内 (据置期間2年以内)	10年以内 (据置期間2年以内)
ご利用 頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者 従業員数： 製造業・その他業種20人以下 小売業・卸売業・サービス業5人以下 ・納期の到来している所得税、事業税、住民税を完納している方 ・高岡商工会議所管内で1年以上営業を行っている方 (商工会議所の経営指導を原則6か月以上受けている方) ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでおられる方 	
利率	年1.95% (令和7年3月3日現在)	

マル経融資を受けるには
↓
融資までの流れ



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

制度の特色

- ・安心・確実な国（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の共済制度
- ・掛金にも共済金にも税制上のメリット
- ・ライフプランに合わせた共済金の受取方法
- ・事業資金等の貸付制度も充実

加入できる方

- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社役員
- ・上記個人事業主が営む事業の経営に携わる個人（共同経営者）
- ・常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員 等

掛金

- ・月額額は1,000円～70,000円（500円単位）で自由に選べます。（半年払や年払も可能）
- ・増額・減額ができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- ・加入された方ご自身（屋号表記のない個人名）の預金口座からの振替となります。

税制面のメリット

・掛金……全額所得控除

「小規模企業共済等掛金控除」として、課税所得から控除できます。（1年以内前納掛金も同様）

・共済金…退職所得（一括受取り）または公的年金等の雑所得（分割受取り）

貸付制度

・一般貸付

もしものときに、迅速に事業資金等を借入れできる制度

掛金の範囲内（掛金納付月数により掛金の7割～9割）で10～2,000万円（5万円単位）

・特別貸付

特別な事情がある場合に認められる貸付制度（低金利）

緊急経営安定貸付、傷病災害時貸付、福祉対応貸付、創業転業時・新規事業展開等貸付、事業承継貸付、廃業準備貸付



小規模企業共済 HP



経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

制度の特色

1. 安心・確実な国（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の共済制度です。
2. 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。
3. 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
4. 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
5. 一時貸付金制度も利用できます。

加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方。
・個人事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・企業組合、協業組合
- ・事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている場合

毎月の掛金

- ・毎月の掛金は、5,000円から20万円まで5,000円刻みで自由に選ぶことができます。
- ・掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。
※個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金を必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

共済金の貸付け

本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます。

なお、貸付けの請求ができる期間は倒産発生日から6ヶ月以内です。

・共済の貸付条件

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額（前納掛金は除く）の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で契約者が請求した額となります。

・共済金の貸付けを受けたときの掛金の権利消滅

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅します。

経営セーフティ共済 HP



生命共済（かたかご共済）

高岡商工会議所とアクサ生命保険(株)と締結した定期保険（団体型）と当所独自の給付制度を組み合わせた保障プラン

○保障内容

	2口	3口	4口	5口	…	10口
死亡(不慮の事故)	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	…	2,500万円
死亡(上記以外)	100万円	150万円	200万円	250万円	…	500万円
高度障害(不慮の事故)	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	…	2,500万円
高度障害(障害or疾病)	100万円	150万円	200万円	250万円	…	500万円
入院(不慮の事故)	3,000円/日	4,500円/日	6,000円/日	7,500円/日	…	15,000円/日
入院一時金(ガン)	4万円	6万円	8万円	10万円	…	20万円
入院一時金(6大生活習慣病)	2万円	3万円	4万円	5万円	…	10万円
ガン先進医療一時金	10万円	15万円	20万円	25万円	…	50万円

○高岡商工会議所独自の給付制度

	2口	3口	4口	5口	…	10口
見舞金・助成金・祝金	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	…	50,000円

・病気入院見舞金・事故通院見舞金（5日以上）、介護助成金、成人祝金（満20歳）、結婚祝金、出産祝金

○加入資格・条件

- ① 高岡商工会議所会員の事業主・役員・従業員（家族従業員含む）で加入される年の6月1日現在年齢が14歳6か月～70歳6か月までの方で、加入（増額）することに同意した方
 ※ 2口から加入可能、65歳6か月を超える方は限度5口、
 70歳6か月を超える方は限度4口で75歳6か月まで更新のみ
- ② 新規加入または増額を申込される方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方
 ※ 過去1年以内の健康状態について、告知事項を確認します

○保険期間 1年間（毎年6月1日～翌年5月31日）で毎年自動更新

○配当金

定期保険（団体型）部分（特約含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合に配当金としてお返しします。



※詳細については、かたかご共済パンフレットをご参照ください。

<https://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/aid/katakago-aid.html>



特定退職金共済制度

毎月の定額掛金を支払うことで、将来支払う従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。

制度の特色

●掛金は1人月額30,000円まで非課税

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。事業主が負担する掛金は、**1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上**でき、従業員の給与になりません。

(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

- ①この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
- ②毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。

- ③退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ④中小企業退職金共済制度との重複加入も可能。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- ⑤中小企業退職金共済制度ならびに他の特定退職金共済制度との通算をすることができます。(被共済者単位)
- ⑥他の特定退職金共済制度との間で、住所移転等に伴う通算もできます。(事業所単位)

掛金 ※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●基本掛金月額

1口1,000円～で、**最高30口(30,000円)**まで加入できます。

●口数の増加

30口を限度に加入口数を増加できます。

●過去勤務掛金月額

基本契約のほかにも所定の過去勤務掛金が必要です。

●掛金の運用

掛金から制度の運営に必要な事務経費(1口につき月額40円)を控除して、当商工会議所がアクサ生命保険株式会社を事務幹事会社として締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命保険株式会社および大同生命保険株式会社ジブラルタ生命保険株式会社に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。

給付金

①退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときは、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は、加入従業員指定の口座に直接振り込んで支払います。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)を、加入従業員(被共済者)に加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

税務と経理処理について

事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。

加入従業員(被共済者)が受け取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。(所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条)

※記載の税務取扱は令和6年9月1日現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。

特定退職金共済



商工会議所の保険制度

～ 事業活動を取り巻く様々なリスクから中小企業の皆様をお守りします！ ～

商工会議所の保険制度は、商工会議所会員の経営リスクの担保（リスクの移転）、同会員の従業員等の福利厚生の実現を目的に、全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料で加入できます。（団体割引適用）

ビジネス総合保険制度

事業活動における賠償リスク、災害による事業休業リスク、器物破壊リスクを総合的に補償するなら

- ・賠償責任（生産物、リコール、情報漏えい、サイバー、施設、事業活動遂行等）のリスクを総合的に補償
- ・災害（火災、風災、水災、雪災等）による事業休業も補償

業務災害補償プラン

労災事故とそれによる企業の賠償リスクに備えるなら

- ・労災賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット
- ・「従業員のケガ」と「企業の賠償リスク」にダブルで備えることが可能
- ・建設業の場合、経営事項審査制度の加点対象

休業補償プラン

病気やケガによる休業時の所得減に備えるなら

- ・就業外での病気・ケガまで補償（国内外を問わず、365日24時間補償）
- ・医師の診査が不要で加入手続きが簡単

サイバー保険制度

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに備えるなら

- ・不正アクセス等が発生した場合の事故原因調査・データ復旧など各種対応費用を手厚く補償
- ・サイバー攻撃等によるシステム停止による営業休止・阻害されて生じた喪失利益や営業継続費用も補償可能

中小企業海外 PL 保険制度

輸出製品等の海外における生産物賠償責任(PL) リスク、リコールリスクに備えるなら

- ・損害賠償金のほか、争訟費用も補償
- ・生産物回収費用（リコール費用）も補償

輸出取引信用保険制度

海外取引先の債権回収不能リスクに備えるなら

海外知財訴訟費用保険制度（団体割引適用はありません）

海外での知財訴訟リスクに備えるなら

※詳細については、HP (<https://www.ishigakiservice.jp/>) QR をご参照ください。



ご入会に関する ご案内

随時会員を募集しております。

- ◆ 商工業者
- ◆ 医療法人
- ◆ 医師学校法人
- ◆ 社会福祉法人・同窓会・同好会
宗教法人・NPO法人 など

すべての業種の方がご入会できます。

ご入会のお申込みは、高岡商工会議所まで
ご連絡ください。

年会費

法人・団体	一口/14,000円～
個人	一口/7,000円～
(必要経費として「損金」へ算入できます)	

貸会議室

※ 会場の空き状況についてはお気軽にお問い合わせください。会場の見学も可能です。

少人数～450名まで人数や用途に合わせた会場を
ご用意しております。

- ◆ 主要駅から近く交通アクセスも抜群
- ◆ 各種備品完備
- ◆ レストラン完備
(会場までお持ちいたします)



2階大ホール



4階会議室



5階会議室

2024年 空調設備・LED照明更新完了!

商ビルテナント 入居者募集

高岡市・県西部地域の営業
拠点として現在40事業所が
入居いただいております。

部屋の大きさについては、
ご相談に応じます。いつでも
ご覧いただけますので、お気
軽にお越しください。



特定商工業者の皆さまへ

特定商工業者※の方々には管内事業所の名簿完備のため、年間2,300円をご負担いただいておりますが、これだけでは商工会議所会員ではございません。会員にご入会いただき、会議所の積極的な活用で事業の発展を図ることをお勧めします。

※特定商工業者とは、資本金又は出資総額が300万円以上の法人や本商工会議所の地区内で従業員が20人（商業又はサービス業の事業所は5人）以上の事業所などが該当します。

- 会議所会費に
特商負担金が含まれています。

高岡商工
会議所会員
(会費のみ)

会員であり
特定商工業者

特定商工業者
(負担金のみ)



高岡商工会議所 所在地

〒933-8567

富山県高岡市丸の内1-40

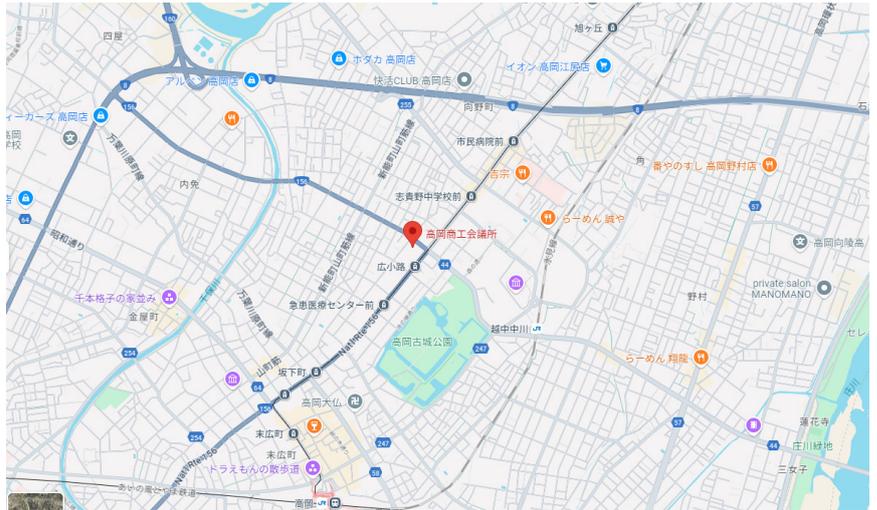
高岡商工ビル 4 F

TEL : 0766-23-5000 (代表)

FAX : 0766-22-6792

E-mail: takaoka@ccis-toyama.or.jp

営業時間：平日8：30～17：15



アクセス方法

万葉線（路面電車）：

「高岡駅」乗車（10分）→「広小路」下車、徒歩2分…約12分

車：

高岡駅北口より約6分

新高岡駅北口より約15分



高岡商工会議所 伏木支所 所在地

〒933-0105

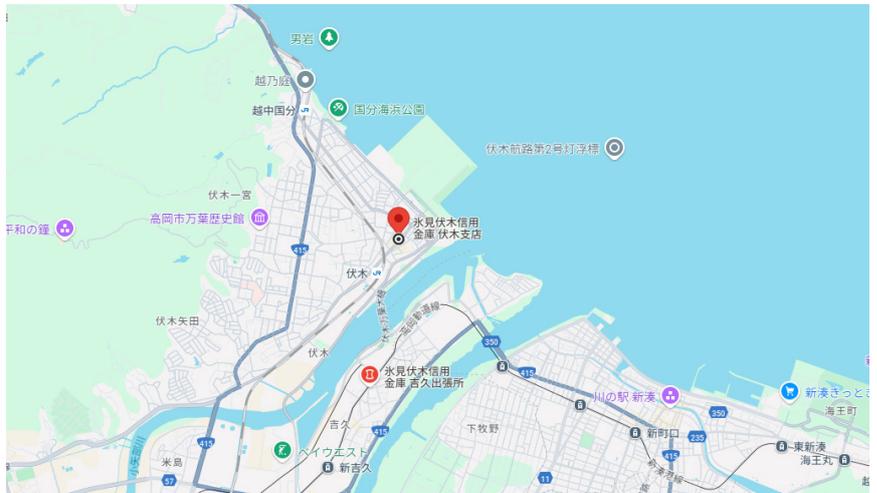
富山県高岡市伏木錦町8-25

(氷見伏木信用金庫 伏木支店 2F)

TEL : 0766-44-0457

FAX : 0766-44-5009

営業時間：平日8：30～17：15



アクセス方法

JR氷見線：

「高岡駅」乗車（13分）→「伏木駅」下車、徒歩7分…約20分

車：

高岡駅北口より約20分



高岡商工会議所
HP



高岡商工会議所
LINE



高岡商工会議所
Facebook



高岡商工会議所
X



高岡商工会議所
Instagram